

令和6年1月31日招集  
令和6年第1回北塩原村議会臨時会  
村長招集挨拶並びに提案理由の説明

本日ここに、令和6年第1回北塩原村議会臨時会を招集いたしましたところ、何かとご多用のところご参集をいただきましたこと厚く御礼を申し上げます。

ここで、本日提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

議案第1号北塩原村簡易水道事業の設置等に関する条例及び議案第2号、北塩原村下水道事業の設置等に関する条例についてであります。

議案第1号、第2号議案ともに、令和6年4月1日から地方公営企業法に基づく企業会計方式による経理を行うため、新たな条例の制定及び既存条例の廃止を行うものです。

議案第3号北塩原村温泉健康増進施設条例を廃止する条例についてであります。

温泉健康増進施設「ラビスパ裏磐梯」を令和6年3月31日をもって廃止をしたいので、提案するものであります。

議案第4号北塩原村温泉健康増進施設指定管理者の指定の変更についてであります。

温泉健康増進施設「ラビスパ裏磐梯」を令和6年3月31日をもって廃止をたく、当該指定期間を現行の「令和8年3月」から、「令和6年3月」に変更するものであります。

議案第5号令和5年度北塩原村一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入歳出それぞれ、一千三百 七万四千元を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ三十五億 八千 八百万 七千元とするものであります。

主な補正の内容ですが、「物価高騰対応重点支援給付金」に係る所要の補正であります。

物価高騰等に直面する住民への支援策として、これまで住民税非課税世帯と家計急変世帯を対象に給付をしていましたが、今回新たに、住民

税均等割のみ課税世帯及び、低所得の子育て世帯に拡大をし、一世帯当たり 10 万円、扶養児童一人当たり 5 万円の給付金を支給するものであります。

以上、議案 5 件について提案申し上げましたが、詳細につきましては、議案審議の際に担当課長に説明をさせますので、慎重審議を賜りまして、適切なる議決をいただきますようお願いを申し上げまして私の挨拶といたします。

(村長降壇)